

事 務 連 絡
平成 22 年 3 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について

標記については、平成 21 年 12 月 14 日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名。）において協力をお願いしていたところですが、今般、今後のサーベイランス体制について、平成 22 年 3 月 26 日付け事務連絡「新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る今後のサーベイランス体制等について（三訂版）」（厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局。）（別添）のとおりとされ、クラスター（集団発生）サーベイランスについては休止することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、社会福祉施設等の施設長等は、発症者の人数を問わず公衆衛生対策上必要な相談は、適宜、保健所に行うことができます。

今後とも新型インフルエンザについては、管内社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いします。